

○山本委員長 それでは、時間がまいりましたので、第6回専門小委員会を始めさせていただきます。

本日の専門小委員会につきましては、ウェブ会議を併用する形で開催することとしております。

5月20日水曜日に開催されました第2回総会におきまして、これまでの専門小委員会における議論の経過等を報告した上で、今次の地方制度調査会における審議項目が決定されました。同総会では、そこで出された御意見等も踏まえて、今後専門小委員会で審議項目について議論を深めていくこととされたところです。

本日以降、審議項目について順次調査審議を進めていきたいと考えておりますが、まず、専門小委員会における今後の審議予定について事務局から説明をお願いします。

○植田行政課長 事務局でございます。それでは、資料1の「専門小委員会における当面の審議（案）について」という資料を御覧いただければと思います。

諮問事項、審議項目とございますけれども、当面の審議予定といたしまして、審議項目1と2を交互にやっていく形で審議を進めていただければどうかという御提案でございます。

2ページにございますけれども、本日は、その中で1-1から1-2-1の部分まで主に御議論いただければいかかかと考えております。

事務局からは以上でございます。

○山本委員長 ありがとうございます。

ということですが、何か御質問等がございましたらお願いします。

よろしいでしょうか。それでは、このような形で進めてまいりたいと思います。

それでは、本日御議論いただく1-1の地方分権改革以降の社会経済情勢の変化と地方行政をめぐる取組、それから、1-2の取組の加速化について、事務局の植田行政課長から資料の説明をお願いします。

○植田行政課長 本日の御議論に係る資料は、資料2と資料3に分けておりますけれども、私からは資料2について御説明します。

審議項目の1の中でも、1-1と1-2、それぞれに即して議論の着眼点を作成させていただきました。こういったものを参考にしながら御議論を進めていただければと考えております。

後ろに参考資料をつけておりますので、それについても簡単に触れさせていただこうと思います。

まず、1ページの審議項目の1-1でございます。5月20日の総会で御議論いただきましたように、この項目は2000年の地方分権改革以降の社会経済情勢の変化、それから、地方行政をめぐる取組の変遷についてどのように見ていくかということ、とりわけ1-1-1と1-1-2にございますように、自治体における事務処理の現状、それから、各府省における取組という国側の取組、また、国と地方の意思疎通の在り方、この辺りをどう

考えるかという論点でございます。

下に着眼点をつけさせていただいておりますけれども、まず、1つ目が2000年の地方分権改革の基本的な考え方としておりますが、これをどのように考えるのかでございます。それまでの全国的な統一性・公平性を重視する中央集権型の行政システムが行政権限の国への過度の偏在をもたらしていた、行政の非効率化等の弊害を生じさせていたという問題意識を背景とした取組なのではないかと思えます。これは平成6年の第24次の地制調の答申の中でこういった表現がなされております。また、同じ年の分権大綱においても、下にございますように、地方公共団体の役割については、地方公共団体の自主性・自立性を高め、住民に身近な行政を身近な地方公共団体が担っていく、こういったことを基本的な考え方としておりました。

2ページにおいては、2000年当時と現在とで地方公共団体の事務処理を取り巻く環境がどう変わったかということを対比する形でお示しをしております。

まず、人口について、2000年当時はまだ増加傾向にあったわけですが、現在は減少フェーズでございますし、少子高齢化が加速度的に進行している。生産年齢人口が大幅に減少して社会構造が大きく変容している中で社会課題も複雑・高度化している。その対応を求められているという状況でございます。

職員についても、2000年当時は過去最大の水準でございましたけれども、その後、厳しい財政等の状況を背景に歳出削減、定員管理が強く求められた。大幅に減少して、現在は人材不足が深刻化している状況でございます。

業務プロセスについても、2000年当時は自ら一体的に実施することが基本でございましたが、現在はBPR等の技法に触れまして、事務を一連の業務プロセスとして捉え、それを分割して適切な事務主体に割り当てる手法が定着してきている。

情報システムについても2000年当時は自ら各団体で整備するのが基本でしたけれども、現在はネットワーク化が進んで、全国、または広域の単位で共同処理する仕組み、機構も設けられているようになってきている。

また、住民の目線ですけれども、自治体に期待する行政スタイルは何かということで、2000年当時は自らの判断と責任の下で地域ごとに特色ある政策課題に取り組むことが期待されていた。現在もそのこと自体は維持されておるわけですが、各分野における取組状況の見える化、自治体ごとの見える化が進んでまいりまして、行政サービスの差異とか格差に対する許容度が低下してきているのではないかと考えられます。

続いて3ページ、環境の変化と役割分担の基本的な考え方の関係としておりますけれども、市町村優先の原則、また、企画立案から管理執行まで一貫して実施する、こういった2000年の分権当時の基本的な考え方というのは、その当時の取り巻く環境を前提、ないし制約条件としていた面があるのではないかとしております。今日に至る環境変化に即して考え方自体を見直す必要はないかどうかという点が論点かと思われます。

それから、地方公共団体や各府省の取組に対する評価でございますけれども、従来の役

割分担の考え方からは導かれないような、例えば、条例による事務処理特例の事務を都道府県に戻すとか、また、各府省におきましても、都道府県の役割をより重視するような法改正なども出てきている。国全体で共通のデジタル基盤をつくっていく動きもございます。そういったものは事務処理上の工夫ということですが、役割分担の基本的な考え方の見直しを求めるものと捉える必要があるのではないかとしております。

それから、国と地方の意思疎通の在り方につきましても議論が非常に重要だということで、地方六団体からも意見がございました。これまでも地方の意見を反映させるための仕組み、事前情報提供制度でありますとか、国と地方の協議の場、こういったものが順次創設されてまいりましたけれども、こうした仕組みをどのように生かしていくべきか、さらに言えば、それ以上にこういったことが考えられるのかということが論点になろうかと思われまます。

続いて4ページ、取組の加速化については、個別の話は概ね次回、デジタルの部分については本日の後半部分で御議論いただこうかと思います。ここは総論の部分でございます、こうした人口減少等の社会構造の変化に応じて、事務自体、あるいは、事務処理方法等を見直していくとか、また、広域連携等の取組を加速化していくということを適当と考えるか、適当と考える場合にどのような役割分担、関係の在り方を考えるべきか、そのための制度以外の面での対応が考えられるかとしております。ここにつきましては、1－1で御議論いただくような方向性の変化が認められるとするならば、それに見合ったような役割分担へのアップデートを体系的に検討する必要があると考えられるかという論点としております。

それから、その下ですけれども、新たな役割分担の基本的な考え方を考えた場合、それに基づいて事務の割り当てを考える必要があるのではないかとということでございます。①②に分けまして、まず、法令によって標準的な事務の割り当てを定めながら、②のように地域の実情に即して、特に都道府県・市町村間での柔軟な調整を可能とするようなことが考えられるのではないかとという論点にしております。また、これらの前提として、事務の廃止とか統合を含む見直しも必要と考えられるかとさせていただいております。

あと、附属資料を簡単に御紹介させていただければと思います。

5ページは既に御説明をした資料ですので省略させていただきます。

6ページは先ほど少し触れました24次の地制調の答申等の表現でございます。最初のところに、全国的な統一性・公平性を重視する中央集権型行政システムに対しまして、それは国への行政権限の過度な偏在をもたらして非効率化を招いている部分があった。というような問題意識があったということでございます。

下の大綱方針の中では、地方公共団体の自主性・自立性を高め、個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現を図っていく必要があるという考え方が示されておりました。

7ページは職員数、先ほども申し上げましたが、平成6年が全体としてはピークでございまして、下のほうのグラフでは都道府県・市町村の別に分けて表現させていただいてお

りますけれども、現在は減った状況の中から微増から横ばいの状況にあるという状況です。

8 ページは既に御説明した資料ですので省略させていただきます。

9 ページは人材確保について、過去の競争試験などでの競争率が地域によって状況が違うことを表したものです。左上のグラフを見ていただきますと、三大都市圏と地方圏ではかなり差がある状況です。右側の表は地方圏における技術職に係る採用試験の状況でございまして、特に採用予定数と受験者数、さらに合格者数を比べると、一番右の合格者の割合を見るとかなり低くなっているというのが都道府県から中核市まで見て取れるかなと思います。

10 ページは小規模団体においてDX関係、また、技術系の職員の確保なり、実際の配置も難しくなっていることを示すデータでございまして。

左下のグラフは技術系職員数のここ5年ぐらいの推移です。少し増えている状況にあるのは指定都市のオレンジのところでございますが、都道府県はその上の線ですけれども、少し減ってきている。あとのところは横ばいか、少し減っているような状況になってきています。

教員を支える人材ということで右下の指導主事の配置についても、小規模団体においては課題になっているというデータでございまして。

11 ページは行政需要の動向ということで、特に自治体に影響が大きい厚生労働省の分野の所掌事務がどのように変わったかということのを少し調べてみたところ、2000年以降のそれぞれの局における所掌事務の変化でございまして、特に関係が深い社会・援護局とか老健局といったところで様々な業務が増えてきていることが見て取れるかと思えます。それに応じて自治体における福祉関係部署における所掌事務も増加している可能性があるということでございます。

12 ページはインフラ関係の行政需要の動向ということでございます。例えば上下水道の部分、これは点検未了の部分とか、もしくは健全度がどうかというようなグラフでございまして。自治体が管理者となっている割合が高いのは一番上の道路だとか上下水道の部分ですけれども、その辺りで点検未了の部分がある程度見られるとか、もしくは健全度であまり高くない部分が出てきているのが、この表の中から見て取れるかと思えます。

13 ページですが、見える化というものが進んできたのではないかと申し上げましたけれども、一つの例ではありますが、デジタル庁のほうでダッシュボードというものをつくって、いろいろな分野で活用が進んでいます。これは子育て・介護関係の26 手続をオンライン手続できる自治体の割合であります。これは都道府県ごとのデータが一目で見られるものですが、様々な分野において、どこの自治体はできている、できていないといったことがかなり意識されるようになってきたということだと捉えてございます。

14 ページからは都道府県の役割の明確化ということでございます。

既にヒアリングにも来ていただいた厚労省、国交省の関係ですけれども、社会福祉法等の改正案、それから、下水道法の改正案で、都道府県のそれぞれの役割を明確化するよう

な改正案が今まさに出されているということが14ページにございます。

15ページは令和7年の取組ですが、道路法や森林経営管理法の改正で、連携協力道路制度ですとか、経営管理支援法人を指定して市町村の業務を支援するような仕組みが作られています。

また、まだそこまでいっていない話ではありますが、16ページも厚労省の取組の例です。都道府県ごとに置かれている都道府県国民健康保険団体連合会の役割強化について様々な議論が行われております。四角囲みしてありますが、受託できる事務範囲を明確化したり、市町村の事務負担軽減に向けて都道府県の関与を強化したり、また、国の支援の在り方を議論したりといった動きも出てきているということでもあります。

17ページは全国共通の情報連携基盤を国が主導してつくっている例でありまして、予防接種とか母子保健の分野でこういったものが動きつつある。予防接種については令和8年6月から令和10年度にかけて順次全国展開とありますし、母子保健についても今年度から動き始めているという話でございます。

18ページは国と地方の意思疎通に係る主な制度ということで、意見提出制度から始まり事前情報提供制度、さらに国と地方の協議の場に関する法律といった形で、様々な仕組みが増えてきているということを示したものでございます。

19ページはそういった法定のものではなく任意のものですけれども、個別のこども政策の分野で、こども家庭庁において地方三団体の長と意見交換をする場をつくられているという話でございます。

20ページは既に御紹介した話ですけれども、共通化する対象システムを、国・地方で当初から連携・協力した形で推進する仕組みでございます。

それから、分権改革当初の基本的な考え方を少しおさらい的に21ページ以降につけていただいております。これは2000年の地方分権一括法の段階で上下主従から対等協力の関係とした際の例えば国の役割というものを①～③のような形で例示していました。外交、防衛、通貨、司法といった国際社会における国家としての存立に関わる事務に始まり、その当時、国の役割と思われたものについて、こういった形で定式化されていたと考えていただければと思います。その後、デジタル関連ですとか、様々な社会経済情勢の変化の中で、国が果たすべき役割というものは、これと比べてどう変わってきたのかということをお議論いただければと思います。

22ページは都道府県と市町村の関係でありますけれども、2000年分権のときに、いわゆる統一事務について、統一性の確保は必要最小限と考えられたため、事務の区分として廃止され、現在の自治法の中では、左にありますように広域にわたる事務、それから、市町村に関する連絡調整に関するもの、また、規模・性質によって一般の市町村が処理するのが適当でないと認められるもの、こういったものに限定された形で都道府県の役割は規定されているということでもあります。

23ページに条文として1条の2と2条を掲げておりますけれども、国・都道府県・市

町村の基本はこういった形で規定されているということを再度御確認いただければと思います。

また、24ページ以降、地制調に先立って総務省において開催しておりましたいわゆる持続研の報告書のポイントの中で、これも御指摘がございましたが、減らす、まとめる、担い手を広げる、生産性を高める、こういった対応方策を考えていくべきではないかと10の分野で御議論いただいております。その中で検討の視点をまとめていただきまして、次の25、26ページのような形で、それぞれどういった事務であればどんな対応方策が考えられるかという御議論をいただきました。

本日も、参考資料として、実際に個別の分野においてどんな議論をしたかということが分かるような形で、各行政分野の課題と対応を付けさせていただいております。御参考にしていただければと思います。

27ページ以降は、事務の業務効率化や削減・統合といった分野の話でございます。

27ページは、分権改革の中での提案募集において、特にAと黄色でマーカーしてある事務の削減・統合といった提案はかなり出てきている。自治体の側からもこういった声が強くなっていることを御認識いただければと思います。

28ページはデジタル関係でございますが、アナログ規制の見直しの議論が、令和3年頃からございまして、いわゆるデジタル原則、これはデジタルで完結・自動化するとか、アジャイルガバナンスの原則、そういった原則への適合性が求められました。それまで例えば目視や現地確認をしなくてはいけなかったものを、真ん中の事例にありますように、ドローンを活用したり衛星データを活用したりという形でデジタルでの対応に変えていくことを通じて、事務を減らしていくということがございました。

また、新規法令に係るデジタル法制審査ということで、デジタル庁において新しい法令についてデジタル法制審査として、今申し上げたデジタル原則に適合しているかどうか、今の時代において不要なアナログ的手法を用いていないかどうかといったチェックをしていただいているということもございます。

29ページにございますけれども、こちらは自治体のほうで事務自体、また、事務処理方法の見直しに係る例として、高知県における4Sプロジェクトと町田市のベンチマーキングの事例を載せております。

少し長くなりましたが、事務局からの説明は以上とさせていただきます。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、ただいまの事務局からの御説明の内容につきまして御意見等がございましたらお願いします。あとの1-2-1でデジタル技術の活用の方角性のお話がありますので、そちらのほうにも少し時間を残しておきたいと思っております。11時15分ぐらいまでを目安にと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

土山委員、お願いします。

○土山委員 審議項目の1-1から始まっていくということで、ここで確認しておきたい

ことが2つございます。

一つは、こうした審議項目を検討していくことについては総会でも了解が取られたところですが、着眼点と参考資料を用意していただいていますけれども、もう一つ足りないものがあると感じています。それは事務負担、事務の削減に関する項目がないことです。

既に委員会でも指摘がありましたが、持続可能な行財政の在り方に対する研究会でも、持続可能な行財政を考えていくときに大事なものは事務負担の軽減とデジタル化だということになっています。デジタル化については今回、審議項目のさらに細かな着眼点などの中で記載が充実してきていまして、取組も充実していますので、恐らくそれが結果として反映されていくことになろうかと思いますが、事務負担の軽減、とりわけ事務の削減については、ここではあまり触れられていなくて、そこはもう少し触れられるべきであろうと考えます。

また、2026年の6月、つい先頃ですけれども、地方自治総合研究所さんが「小規模自治体における事務負担の現状把握と改善策に関するアンケート」を取っておられますが、その中でも、期待したいことは事務の削減とデジタル化であることが示され、小規模自治体であると広域行政よりもむしろそちらのほうに期待が寄せられているとみえるアンケートの結果でございました。

その意味で言いますと、デジタル化については着眼点の中でも具体的にも多く触れられていますが、事務の削減についてはこれらの着眼点の中に入っていく必要がある点だと考えますし、そのためには事務のどの辺りの負荷が高いのかということについて、調査や現状の分かる資料が必要だと思っているところでございます。もちろん個別分野、各行政分野については今日の参考資料にも出していただきましたが、持続可能な地方行財政の在り方に関する研究会の報告書の抜粋がありますけれども、地方自治総合研究所さんのアンケートでみると実際の負担感が高いのは窓口業務であるとか、あるいは国や都道府県からの一斉照会や調査に関する負担が相当に高いということもあります。

こうした調査に関しては、調査をされること自体が負担だということもあるわけですが、例えば各省庁がここ5年間、あるいは10年間ぐらい、どれぐらいの一斉照会をかけているかということ国を以て把握するだけでも、それなりの事務負担の動向が見えるのではないかと思います。そうした自治体行政の現場から見た、とりわけ小さな自治体も大きな自治体も同じようにやっている事務というところでは、小さな自治体の負担は相当に大きいでしょうから、そうしたところから事務の削減に関わる着眼点が入ってくるのが適切なのではないかと感じているところです。

もう一つ、ずっといろいろなところで役割分担と書いていますが、これもこの間のヒアリングの中で出てきたように、役割分担というよりも責任の所在ということではないかと思います。より具体的に言いますと、ナショナルミニマムは国の責任において、国に実行されるべき、全ての住民に対して国が責任を持って担保すべきものになるでしょうし、それが明確になりますと、それでは自治体やることはナショナルミニマムに加えたシビル

ミニマムの部分、その地域に独自にある課題をその地域の人々とともにやっていくということの責任の所在が明確になるかと思います。ということで、（審議項目上の文言である）役割分担というよりも、より明確に責任の所在を明らかにするということをふまえた検討のほうが適切かと思います。

そうしますと、3ページに書いてある基本的考え方を見直しではなくて、地方公共団体や各府省の取組の中で役割分担の基本的な考え方を見直しというのが○の2つ目に書いてございますけれども、これは責任の所在から逆算した分掌となるべきであって、そうしますと、市町村優先の原則や自治体に必要な政策であれば企画立案から管理執行までを一貫して実施するといった、その部分は当然に変わらず、それが変わらない状態で2000年の分権改革の理念を踏まえつつ、社会情勢の変化に応じたナショナルミニマムとシビルミニマムの責任分担の在り方を検討することになるのではないかなと思いつつ読んでいたということでございます。

以上、私の目から見ると、1点目には事務の削減について着眼点に入ってくるべきではないか。また、役割分担の在り方というよりも責任の所在の明確化ということが入ってくるのではないかと考えているということでございます。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

原田委員、お願いします。

○原田委員　私のほうから2点ほど述べさせていただければと思います。

今回の問題提起の中で重要な点は、都道府県・市町村間での柔軟な調整が必要ではないかということかと思います。第1に、その前提として、現在は恐らくは維持されていると思われる市町村への事務配分の優先という考え方を止めるのかどうかということについて議論する必要があるようにも思われました。既に市町村に優先するという考え方は分野によっては採られておらず、事務配分の際には事務の性質に応じた判断をしているような気もいたしますけれども、それをもう少し一般的な形で、市町村の事務配分を優先することではなくて、事務の性格に応じて都道府県、あるいは市町村に配分するという考え方を地方自治法上も明確にするということが、「選択肢」としてはあり得るように思いました。

第2に、柔軟な調整の方法としまして、これまでの地方自治法の改正で連携に関する法的な手段がほとんど整備されているように思われますので、さらにやるとすれば、企画の立案・個別の決定・執行といった行政のプロセスのそれぞれの単位で事務配分を変更することを許容するようなやり方が考えられるかと思います。既に御紹介があったように下水道の分野のように、個別の法律で特例の規定を置くというようなことはされているはずですが、これを地方自治法のような一般的な法律で事務配分の方法を規定することが考えられるかということについても議論する必要があるように思いました。これはデジタル化との関係も考慮する必要があるかとは思いますが。

その際に、調整のイニシアチブを誰が持つべきか——例えば厚生労働省の立法、あるいはその運用にあるように、一旦都道府県に事務を割り当てて、その中で市町村に対して事務を調整するというようなやり方で都道府県に対してイニシアチブを与えるやり方もあるでしょうし、逆に市町村に事務を配分しておいて、実施が難しい場合には都道府県のほうに事務を移すというような選択権を与えるという方式も考えられるかと思います。あるいは都道府県が市町村の連携・連合組織に調整をやってもらうようなこともあろうかと思いますが、誰が調整のイニシアチブを握るのかということも考える必要があろうかと思います。

最後に、そのような形で柔軟な調整をすると、決定権限や責任が複雑化、あるいは透明性を失ったりする可能性がありますので、そのような問題に対応するため、第一義的な責任をどこかの下に割り当てておく必要があるのかかもしれないと思っております。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員　牧原です。大変丁寧にまとめていただいたと思いますので、個別の点で幾つか思うところをここで述べられればよろしいかと思っています。

一つは、実は資料について議論するときにも言ったことなのですが、取組の加速化という1－2の表題です。取組を加速するというのは別に今までどおりやっていることを加速するという意味に取れてしまうのではないかと。この4ページに役割分担の基本的な考え方のアップデートとありますように、これは取組のアップデートの加速化なのではないかと思うのです。この表現は非常に簡略していますが、単に加速ということを議論する場ではないということはむしろ強調したほうがいいのではないかと。全体の発想にも関わることなので、それを申し上げたいと思います。

それと、19ページ、個別の行政分野において国・地方間の意思疎通を図るための枠組みの例ということですが、ここでこれを議論する事務負担の枠組みを考える上で、地方六団体と国側の大臣・副大臣等が議論する場が適切かということ、そういう場があることは意味があると思いますけれども、もっと事務的に議論しなければ意味がないのではないかと。

ですので、むしろ私はこういう六団体が国と議論する場ではなくて、国と地方公共団体が直接議論する場がどうなっているか。これを言わないと意味がないのではないかと思います。団体はあくまでも集約しているだけであって、個々の自治体ごとに考え方が随分違いますので、それをどうするかということを議論している場でこの例は強調されるべきではないのではないかとということです。

3番目が24ページの今後の進め方というところで、ほかにも出てくるのですが、各都道府県が地域の状況を踏まえ、市町村の検討を支援ということになっているわけです。これは都道府県だけでいいのかということであり、都道府県と市町村の関係でいいのかということは、これは2との関係にもなってくるのですが、政令指定都市をどうする

かという議論をこれからやっていかななくてはならないわけです。そうだとすると、政令指定都市が積極的に関わることをどこかで言っていないといけないのではないか。特に進めるということではないにしても、長期的に考えると、都道府県だけを主体にすることは望ましくないと思います。

順序が逆になって申し訳ないのですけれども、2ページのところで2000年と現在でどう違ったかと、人口、職員、業務プロセス、情報システム、行政スタイルとなっているのですけれども、実は広域連携の話がここに入っていないのです。5ページの図では広域連携を入れているのですけれども、2000年以降の大きな変化というのはデジタル化プラス広域連携が進んできたということだと思うのです。広域連携が進んできたけれども、いろいろ限界があって、それでどうするかということを議論しているのですが、2ページ以降の議論の着眼点の地方公共団体の事務処理を取り巻く環境の変化の中でも、広域連携が進んでいるという項目があってしかるべきなのではないかと思ったところです。

とりあえず以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

大橋委員、お願いします。

○大橋委員 私からは3点コメントさせていただきたいと思います。

まず1点目、これは既にほかの委員からも言及があった箇所なのですが、資料の3ページの市町村優先の原則との関係です。3ページの最初のポツのところだけを取り出すと、市町村優先の原則が第一次地方分権改革との関係で出てきている考え方というように読めなくもないような気がするのですけれども、市町村優先の原則自体は戦後のシャウプ勧告の行政事務配分の三原則の一つとして出ているものでもあり、事務配分に関わる普遍的な話であったりするのかなと思います。

ここで問われているのは、住民にとって身近な行政はできるだけ住民に近いところという考え方自体は現代においても妥当する一方で、住民にとって一番近い存在である市町村の果たすべき役割、求められている役割の中身が変わってきているのではないかということで、そういったところを議論することが求められているのではないかと思ったというのが第1点でございます。

2点目は、先ほどの牧原委員も言及されていた、国と地方の意思疎通の関わりでございます。こちらについて先ほど牧原委員も指摘されたように、国と地方の協議の場というのは、どれだけ具体的な政策との関係で有効に機能しているのか。私は他の省庁などでも例えば審議会の委員として国の政策立案に関わらせていただいたりする機会があるのですけれども、実際に政策の実施を担うのが都道府県だったり市町村だったりする場合、彼らの意見がどれだけ国レベルの政策策定の場に反映されているのか、心もとなく思う場面もあります。今後、国と都道府県と市町村の役割の在り方がより柔軟になっていくときに、地方の意見をより有効に反映させる場というのはどのようなものかという点について考える必要があるのではないかと考えておりました。

また、国と地方の意思疎通については、いろいろなレベルの意思疎通があるかと思います。そういった中で、より具体的な意思疎通の仕組みとして、現行の仕組みとしては、資料の27ページにも紹介のある分権提案というのは、これは自治体から国に対して直接提案をすることができるコミュニケーションのチャンネルとしてとても重要なものだと考えています。事務局がまとめてくださった27ページの重点募集テーマというのは、まさに個別の提案から見えてくる横串の視点ということで、これはまさに国として取り上げるべき制度横断的なテーマが浮き彫りにされているものというように理解できると思います。

一市町村が国に主張することができる機会があるというのもとても大事ですし、さらに、横断的な横串の視点というのは制度的な対応が必要な課題点ということで、地方制度調査会における検討にもつながってくるテーマが示されているのかと考えております。

3点目は、21ページの国の役割ということでございます。こちらの4ポツ目のところに第1次分権改革で示された国が本来果たすべき役割というのでピンクで枠囲みしていただいています。これは第一次分権改革で示された、国と地方公共団体との間の役割分担に関する重要な原則だったわけです。今後、地方制度調査会で一般的な国と地方公共団体との間の役割分担の在り方について考えるというときに、今、都道府県や市町村が人手不足でやりたいことがやれなくなって、国がサポートしなければいけない場面が増えてきている。そういったときに国が果たすべき役割というのは、もしかしたら、挙がっている①②③以上のものが今は求められているのかもしれない。この点についても今後は考えていく必要があるのかもしれないと思いました。

以上でございます。

○山本委員長　ありがとうございます。

伊藤委員、お願いします。

○伊藤委員　私からも3点ほど申し上げたいと思います。

1点目は、国と都道府県・市町村の役割分担の原則をどう考えるかということで、既にいろいろな御意見があったと思います。私としては、最初の議論の着眼点の方向性自体には異論はないわけですが、ただ、やや第1次の分権改革のときからの変化の部分が強調されている側面があって、実際には自治体ごとでかなり多様であって、将来的にどうなるか分からないわけですが、これまで以上に自分たちの能力もあると自負されている自治体も現段階では多数あるということです。

その一方で、地方分権の考え方自体が事務負担との関係で相当厳しくなっているというようなことがあります。地方公共団体が置かれている状況がかつてよりも相当多様化している。今後も多様化の傾向が続く中で原則としてどういうものを打ち立てるか。現状の原則を維持するという考え方も一方であるのですけれども、地方分権改革を第1次で進めたときとは異なる状況が生まれている中で、しかも多様な状況に置かれている自治体の皆さんがある程度納得してくださるような方向性を打ち出すことが必要になってくると思います。これを制度的にどうするかというのは別ですが、多様性を認めた上で柔

軟な対応ができるような考え方を打ち出す必要があるのではないかというのが一つです。

2点目は、都道府県の在り方ですけれども、今日の資料を拝見しますと、各府省による対応を含めて今までよりも都道府県の役割に対する期待が高まっている、あるいはその重要性が高まっていると感じられます。ただ、都道府県も多様でありまして、こうした期待に十分応えられるところと、それもまた厳しいという状況が恐らくはあるということだと思います。各府省の取組という方向性自体に地方制度としてどういう横串を刺すかという視点を維持する一方で、多様な都道府県の在り方に対して、こうした方向性自体が適合する部分があるとしても、そうではない部分をどのように拾い上げるのかということにも配慮した議論が必要なのではないかと思います。

3点目は、最初に土山委員からお話があった事務負担の見直しとか削減の問題です。現状、既に生じている負担については提案募集などで上がってきておりまして、そこは個々に改善していくというのが現状だと思っていますが、例えば新規の立法、あるいは制度化が行われて負担が増えるということにどう対応するかという視点も重要ではないかと思います。提案募集方式のほうで検討して、計画策定については国のナビゲーションガイドをつくっていきまして、新規の立法の際に計画を無駄に増やさないようにという歯止めを一応かけております。

今日の資料の中でもデジタルの部分について、アナログ規制に関してはデジタル法制審査というのがあるということですし、私は内情をあまり理解しておりませんが、地方分権改革後の事務区分の変更に応じて、現状、総務省のほうでも各省との法令協議を行って分権改革の理念にそぐわないものがないかどうかをチェックしているはずだと思います。こうしたいろいろチェックする仕組みはあるのですけれども、今後、負担が増えるということに対して自治体側の要望に応えるには、現状の事務負担の削減に加えて新規に事務の負担が増えないような全般的なチェックの仕組みをどう考えるのかという視点も重要なのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。

では、辻委員、お願いします。

○辻委員　着眼点をまとめていただきありがとうございました。体系的に国と都道府県・市町村の役割をしっかりと見直していくのだという方向は出てきていると思います。そこで、私のほうから、さらに幾つか気になるところ、特に2～4ページのところで御指摘しようと思います。

一つは、過去の経緯、2ページのところです。歳出削減や定員管理が強く求められ、職員数は大幅に減少という記述になっています。こういう側面も確かにありました。しかし、先ほどからも議論がありましたが、ここには、アウトソーシング、外部化して事務を専門化・効率化していくという路線が基本的にあったということだと思います。お金がないから、単純に事務を止めたり、やすあがりにしたわけではないということです。また、少子

高齢化とともに、公務員直営比率が高い初等中等教育を担う職員が減少し、民間のウエイトが高い高齢者福祉や医療の比重が増加してきているという側面もあります。

一方、一般行政職につきましては、確かに定員は減ってはいますが、ドラスティックには減っていません。今後、さらにデジタル化が進む中で、その費用対効果をどうやって高めていくかというのが大きな課題だとすると、これまでの職員の減少の仕方については、アウトソーシングという観点から、その費用対効果の改善の程度を視野に入れて、記述してほしい気がします。

これに関連して、現在の記述においても、その次の業務プロセスの変革については、特に2番目のポツのところで、「NPMの考え方の下でBPR等の技法に触れ」と言及していただいております。こうした分野の講義をしてきた私としては、ここまで言及していただいて嬉しいです。しかし、結果的には、確かにこう言えると思うのですが、自治体職員の当事者意識として、NPMという認識が必ずしもあったわけではありません。また、BPRといえそうなことも、事実上、一部やってきてはいますが、十二分に認識して実施してきたわけではないと思います。こうした現状を考慮して、この部分の表現も「技法に触れ」という微妙な記述になっておりますので、これでもいけるかなとは思いますが、もう少し市町村や都道府県の職員に分かりやすい記述のほうがよいように思います。

また、情報システムに関してです。2000年当時の話としては自ら整備することが基本とされてきたと認識されておりますが、これは今でも基本的にそうだと思います。一番の違いは、当時はまだ基本的にオンサイトだったのですが、今はクラウドになってきているということだと思います。オンサイトかクラウドかというのが決定的に違うので、そのところを強調すべきではないでしょうか。

それから、今日の説明の中で私がよく分からなかったのが、2ページの最後のところです。取組状況の見える化が進んだ結果、「行政サービスの差異や格差の許容度が低下」としていると指摘していますが、果たしてここまで言いきれののかなという気がします。全般的に整備率が高くなっているものにつきましては、前より差異が少なくなっているものがある一方で、既存の格差に慣れてしまって、もうその是正を求めないこともあります。確かに、デジタルで鮮やかに差異が示されることによって、その点が争点化することも考えられはします。しかし、全体としてこの記述で的確に言い切れるのかどうか、確認しなければならないと思います。

3ページ、これは先ほどから議論されています。ここでは、「市町村優先の原則」と「企画立案から管理執行まで一貫して実施」という2つが、これまでの基本的な考え方として示されています。管理執行さえ担えばよいと考えがちであった分権前の発想に対して、企画立案も含めてしっかり考えていかななくてはならないという分権後の発想は、大きなプラスの側面がありました。これは今でも間違いのないと思いますが、分権直後の当時においても、企画立案から執行まで、すべての事業に関して一貫して実施していたわけではありません。

さらに重要なのは、さきほどから議論になっている市町村優先の原則のところですが、市町村とか都道府県とか言うところのようですが、現実問題として現場優先の原則、すなわち、「なるべく現場で処理できるものは現場で処理するのが効率的だ」というのは、デジタル化時代でも基本的に正しいのではないのでしょうか。むしろデジタル化時代になって、アナログをデジタルに変えていく現場の役割は一段と重くなる一方、それを全体で統括するところの役割も重くなっていったら、経由するだけの機関や中間管理する部門の役割が相対的に低くなってきているというのが実態のような気がします。市町村が現場の最前線を担っているケースも多いのですが、都道府県も農業や土木、一部の公営企業の部門などで、現場業務を担ってきております。

市町村か都道府県かはともかくとして、現場情報を統括する部門がスムーズに事務改善や政策提案できる仕組みはしっかりつくっていくという原理原則は示していただくべきだと思います。

この点は最後の3ページのところの国と地方の意思疎通の在り方のところにも関係してきます。今でも、国と地方が協議をする場合は、仕組みとしてはあります。しかし、デジタル時代に求められる重要なものは、杓子定規に事務協議を進めるものではなく、現場が生み出す事務改善の発想がスムーズに企画立案部門につながっていく情報の流れではないのでしょうか。

特に現場の事務作業は細かい話が多いので、国としてわざわざ取りあげるまでには、累積せずにとりあげてもらえず、改善には至らないものが多々あります。なかなかかゆいところに手がとどく形で事務改善が進まないのです。このため、国の施策にというよりも、地方の事務の在り方を規定している国の法律が非常に多く、これが今後、デジタル化が進むと、システムの固定化が進み、さらに事務の見直しがしづらくなっていくことが懸念されます。そうした中で、どうしたら的確に事務を担う部門が、政策の改善も含めてうまく提案できるか。もしくは提案していくインセンティブをもつことができるのか。ここのところの仕組みづくりが重要だと思います。

これに関連して、4ページの新たな役割分担の基本的な考え方はいいと思いますが、留意点があります。今でも、例えば生活保護など、都道府県や市町村の原則上の役割とは別に、柔軟に市町村が事務を担える制度にはなっています。地方自治法の中で言うと、広域連合も、法制度としては、柔軟に多くの機能をもち、かなり魅力的につくられています。しかし、広域連合は、現実問題としては、一部事務組合とほぼ同じような使い方しかされていませんし、生活保護に関しても、現場から非常に強い抵抗があり、都道府県・市・町村に関して、ほとんどが原則通りの固定的な役割関係となっております。法制度をより弾力的なものにすることもさることながら、どうしたらインセンティブを持って、現行の法制度をフル活用していただけるのか。ここのところを、もう少し工夫したほうがいいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

安田委員、お願いします。

○安田委員 ここで市町村優先の原則が取り上げられていて、全体として役割分担の考え方自体を見直す必要はないかとされているのですけれども、基本は市町村の優先の原則は維持といいますか持ったまま、ただ、実際には能力的になかなか対応できない市町村が増えてきたという例外部分が広がってきている。

それから、今、辻委員のお話にございましたように、デジタルとかクラウド化していくとか、技術的に考えてみても市町村優先の原則当てはまらないような部分が出てきた。その例外が広がってきたことをどう書いていくのか、そういうアプローチなのかなと思っていただけたのですけれども、市町村優先の原則は先ほども御指摘がありましたように、我が国だけでなく考え方としてありますし、我が国でも昔からある考え方ですので、この取扱いをどうするかというのは、またよく議論していただければと思っております。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、横田委員、お願いします。

○横田委員 今の市町村優先の原則のお話なのですけれども、なぜ市町村優先の原則なのか、住民に一番近く、よりよく分かっているということだと思うのです。この20年でデジタルが加速した中、定性的に分かっているものと、データであったり客観的に分かるものが増え、EBPMも非常に重視されているというところで言うと、住民のことを現場でよく分かっているのは市町村であるけれども、そういう客観的なデータを集約できるところは、絶対に現場でなくてはいけないわけではなくなっているのが変化のポイントなのではないかと思えます。

なので、絶対的な優先の原則の本来の趣旨は変えてはならないとは思いますが、分担の柔軟性というのはそういった観点で進化をしていくべきであると思えますし、逆にそれを現場に求め続けることで、人口減・人員の不足で負担も増えている中で、企画や、データ分析の能力があるところは何とかなるけれども、それらが至らないところは、より逆に格差が広がり進化が遅れる。サポートという形でやるのか、分担的にやるのか、もう少し議論が必要なのではないかと思いました。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 まだ整理しきれていないのですが3点あります。

まず、最初に市町村優先の原則についてです。市町村優先の原則については、私の理解では補完性の原理の考え方、つまり基本的に住民に最も近い基礎自治体である市町村が第一義的に事務やサービスを処理して、市町村では対応できないものを都道府県がやり、困難なものは国がやるという発想だという理解をしています。

本当の意味で市町村優先の原則がこれまで貫徹できてきたのかというところが私は疑問

に思っていて、現実的には、とりあえず市町村優先の原則と言われているので市町村がやる。そこまでは多分やれていると思うのですけれども、市町村が対応できないものを対応できないとはっきり言えない、やれていないのだからやらされることが現状の問題なのではないでしょうか。

そこが問題だとすると、市町村が自分たちで検討した上で対応できない、仕方がない、自分たちでやれないと思った事務に関してきちんと表明できて、要は都道府県に渡すなり、国に渡すなり何でもいいのですけれども、この事務はできない・やる必要がないということをもとにきちんと言って、それに対する対応として都道府県や国にやってもらうのか、周辺の市町村と連携してやれる方策を考えていくのか、というように、対応できないことを対応できないときちんと言って、それを自分たちでどうにか解決する方法を考える。国や都道府県はそれに対する相談にのったり、支援をしていくことが大事なのかなと思っています。

つまり、私は、市町村優先の原則を変えるというよりも、実質化する、できないときにできないところを考える、そういう意味でイニシアチブを市町村が持って自分の地域の公共サービスをどのように提供していくかを考えられる。そういうことができるように都道府県や国が対応するような仕組みにするという考え方で進めるべきだと思います。

また、気になっているのは、もし、市町村優先の原則を変えようとする場合に、総合行政主体としての市町村という考え方はどう変わるのかということが引っかかっています。市町村優先の原則を変えるということは、総合行政主体論についてどのように考えていくのかも併せて考えたほうがいいのかという印象です。

2つ目が、辻先生も御指摘されたのですけれども、2ページの行政サービスの差異や格差への許容度が低下というところに関して、まず、これに関してどういう根拠があるのかというのをもう少しきちんと示したほうがいいのかと思います。直感的には、許容度が低下しているのは、特に住民生活に関わる関連の給付とかサービスの格差になるのかなと思うのですけれども、そこに関して例えば格差をなくしていく方向で考えると、現金給付は一律に、対人サービス関係はむしろきめ細やかにやれみたいになるので、役割分担を変えて市町村がやらなくなると、むしろきめ細かさ落ちてきますし、ここの論理的つながりがよく分からないところがあります。今の形だと中途半端な記述だと思います。

最後の3点目は皆さんもおっしゃっているところで、国と地方の意思疎通の在り方のところですね。辻先生が個別政策分野における現場の課題を各省が吸い上げることは難しいとご指摘されていましたが、4ページで、法令によって標準的な国とか都道府県とか市町村への事務の割り当てを定めつつ、地域の実情に即して都道府県・市町村間での柔軟な調整を可能とすると書いてありました。ここは法令でかちっと割り当ててではなくて、その割り当てそのものを柔軟にできるように、個別の省庁に自治体が意見を伝えていけるという仕組みを考えたほうがいいのかと思います。制度的にかちっとした意思決定を規定していくとか、法令で割り当てを決めていくよりも、もう少し各府省が自治体現

場の話聞きながら政策立案をする仕組みを整えていくことが大事なかなと思った次第です。
以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

松永委員、お願いします。

○松永委員 役割分担の変化、在り方ということで、国・都道府県・市町村間、いずれも一律に事務負担を軽減していく方向性が望ましいということだと思います。一方で、今後、市町村間の連携の在り方が大きく変わっていく、今後の議論にも重なってくる場所だと思います。市町村間の事務の共同処理であるとか、あるいはこれまでソフト分野での広域連携は目立ってきたけれども、ハード面も含めた分野の連携が出てくる中で、一律に事務が減少していくことを理想として考えながら、一方で、規模によって連携により負担が増えてくる自治体も出てくると思うのです。

例えば小さな町村であれば事務負担を削減していく方向だけでも、そこと隣接しているような規模の大きな市であるとか中核市というところの連携による事務負担が増えてくるのが考えられます。そうした地方公共団体間の連携により事務負担が逆に増えるところも出てくるということも織り込んで、役割分担のあり方を考えていく必要があるのではないかと考えています。

その辺りを分野ごとに整理できれば分かりやすいと思います。ただ、分野ごとの連携に切り分けて考えられないところもあると思うので、うまく説明というか整理できないのですけれども、今後の議論の中で、増えてくる事務負担、あるいはデジタルで見える化すればかなり事務が減ると思いつているのだけでも、そこにかかるリソースの投入であるとか、企画設計であるとか、そうした事務負担はもちろん当初はコストとして出てくるわけなので、逆に増えてくる事務負担、調整的なものも一方では無視できないのもあると思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 御説明ありがとうございます。大変分かりやすくまとめていただきありがとうございます。

市町村優先の原則等、皆様の御意見されていたところと類似しておりますけれども、市町村とひとくくりにしましても、本当に市・町・村で大分状況は変わっておりますし、人口規模、また、財政の面からでも小規模自治体ではこういったデジタル化の面でもかなり負担が大きくなってきているところは理解しているところです。

最近プラットフォームを通じてかなり行政手続のデジタル化が見える化されていて、13ページにお示しいただいているように、デジタル庁のホームページでは地方公共団体の取組状況など、かなり可視化も進んでいます。これを拝見いたしましても、都道府県の中で例えば東京都のほうでは財政もリソースも非常に潤沢にあると思う一方で、62区市

町村の中でおよそ46.8%というオンライン化の取組状況であるように、デジタル化が進んでいると都道府県と区市町村、区というよりもむしろ市町村の中でも差が出てきている状況ですので、こういった可視化されているデータを踏まえて、今後の地方制度の在り方というところを考えていく必要があるかと思います。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございました。

ほかにいかがでしょうか。よろしいでしょうか。ウェブ参加の方もよろしいですか。

ありがとうございます。

今、種々御意見をいただきまして、役割分担に関しては、市町村優先の原則を止めることにはならないと思うのですが、その中で一番重要な部分が何かというところに立ち返って考える必要があるかと思っています。市町村が住民に一番身近な存在であって、住民に一番接していますし、接することができる存在であることから、市町村優先の原則が言われるかと思っています。

ただ、市町村優先の原則から形式的に全て市町村にという話にはならないということを確認する必要があり、その場合、いろいろ考えなくてはいけないことがあるかと思っています。

一つは、現実に行われている事務のプロセスです。一般的には企画立案から管理執行という切り口で言われることが多いのですが、それだけではなく、実際に人を使う、お金を使う、それから、デジタル技術を使うというように、有限の資源をいろいろ投入して事務のプロセスが行われることになり、それを効率的、あるいは実効的に行うために、市町村、あるいは都道府県・国はどのような役割を担うべきかといった視点も必要になるかと思っています。

もう一つは様々な連携です。先ほど来御議論があったように、連携が推進されてきたのですが、連携を考えた場合に、国とか都道府県・市町村の役割分担の在り方はどうなるかを正面から考える必要が出てくる。連携にもいろいろあって、都道府県・市町村の間の連携も、市町村間、あるいは都道府県間の連携もあります。

それから、これから議論していくことですが、別の法人をつくって、それを使って連携する可能性もあります。それから、事務の責任の所在を変えないでみんなで事務を行うやり方が現実には非常に多い。さらに言うと、民間の主体との連携もあります。そういった様々な連携を考えたときに、役割分担の在り方についてどのように考えていくか、考え直していくかということが、これから論点になるかと思っています。

もう一つ、1－3で出てくるとかと思いますが、国と地方公共団体との間の意思疎通の問題は、今日は19ページに資料がございますけれども、さらにこれから議論することになるかと思っています。今日もいろいろ御意見があって、一方では六団体と国との間の意思疎通の場はある。他方において、今、提案募集という形で個別の声を拾い上げて、国の法令、あるいは運用を変えていくチャンネルもあります。しかし、地方公共団体が現場の事務処理においていろいろ困っていることについて、国がより総合的に拾い上げて改善していくと

いった場が今あるかということが、今日の議論の中で指摘されていたと思います。

六団体と国という単位では、現場の一つ一つの声を拾い上げていくという点では不十分ではないか。提案募集も重要ですけども、どうしても個別にピックアップしていくやり方になります。そこのところを、現場に即して、しかし、より広く一般的に国と地方公共団体との間で協議、意思疎通を図っていく場が何かないかということが、これから議論していくポイントになると思います。

それで、次の1-2-1、AIを含めたデジタル技術の活用の方向性について、事務局の福田行政経営支援室長から説明をお願いします。

○福田行政経営支援室長 それでは、資料3につきまして御説明させていただきます。

まず、1ページであります。審議項目1-2-1、AIを含めたデジタル技術の活用の方向性について、国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方という文脈の中で議論の着眼点を記載させていただいております。先ほどの資料2と同様に、この四半世紀の変化について、こちらでは自治体のデジタル面に着目した対比を書いております。紙からデジタル、対面からオンライン、大型汎用機からクラウドといった環境変化の話になりますけれども、まず、下段では自治体と住民との接点という視点で記載をしております。申請や証明、相談といった事柄について、対面からオンラインで行われることも一般的となり、また、ユーザーエクスペリエンスの高い民間サービスに触れる中で住民の目が肥え、舌が肥えた部分もあるように思われます。

2ページ、上段のほうは業務システムと自治体間のネットワークという視点で記載しております。以前の大型汎用機は自治体ごとに閉じた状態でネットワークにつながってなかったものが、現在はLGWANや住基ネットなどでつながり、情報連携をはじめとして必要なデータのやり取りが瞬時に行われるようになっております。また、ネットワーク化の進展に伴いまして、個々の自治体のセキュリティ上の不備が全体に影響を及ぼすようになっております。

中段のほうでは、クラウド化に加えて基幹業務システムの標準化を進めたことで、機能・帳票・データ形式等が標準化されまして、広域での共同処理が可能となっていることを書かせていただいております。また、人工知能、AIに関しては今後自律的なAIエージェントの活用も見込まれる中で、いかにガバナンスを確保して活用していくかが課題となっております。

以上のような環境変化を踏まえた上で、下段では技術の進展と役割分担の関係に触れております。

1つ目の○では、近接性の原則が以前は技術面とも符合しておりましたが、現在はその前提が変化しておりまして、事務処理主体の選択に関する自由度が高まっているのではないかと。住民からすると事務処理主体にこだわりはないのではないかとという趣旨のことを書いております。

2つ目の○では、迅速性や均質性、操作性など、住民目線で高いユーザーエクスペリエ

ンスが求められる事務については、都道府県や国が広域的に実施すること、また、基準や仕様を定めることが求められるのではないかと。

3つ目の○では、サイバーセキュリティやAIなど、国際的な動向が直接影響してくる分野・領域では、国やそれに準ずる主体が大きな役割を果たすことが求められるのではないかとということを記載しております。

今月の国・地方デジタル共通基盤推進連絡協議会におきましても、各自治体がばらばらにAIを導入するのではなく、共通基盤を用意してほしいという市町村からの声も寄せられております。

3ページ以降は関連資料となりますが、3ページは技術的な背景を踏まえたデジタル政策の流れでありまして、自治体を取り巻く環境が様変わりしていることを示しております。

4ページは住基ネットによる本人確認情報の提供件数の伸びを示しておりまして、ネットワーク化が進展しているということでございます。

5ページはコンビニ交付の状況でありまして、既に対面でのやり取りが前提ではなくなっているというものであります。

6ページはマイナンバーによる情報連携の件数の伸びを示しております。

7ページは自治体情報システムの標準化であります。その結果、共同処理の可能性も高まってきております。

8ページはデジタルと国・地方の役割分担の関係でありまして、融合型であったものが一旦分離型志向になりましたが、デジタル化によって新たな融合型とでも言うべきものになっております。

9ページは既存のAIの特性や用途に応じた最適な活用、そして、AIエージェントを見据えたガバナンスの必要性を書かせていただいております。

10ページはサイバーセキュリティの関係であります。高性能AIの登場も含めてサイバー攻撃が高度化する中で、人材面や財源面で対応に苦慮する自治体が増えております。

11ページは自治法改正で新設されましたサイバーセキュリティの確保等に関する規定についてでありまして、地方公共団体がサイバーセキュリティを確保するために必要な措置を講じる義務が設定されております。

12ページはサイバーセキュリティの実効性確保に関する検討会報告書の概要等でありまして、改正自治法に基づき自治体が講ずべきサイバーセキュリティ対策の細目化等について提言がなされております。併せて、今後の展開として国等がより大きな役割を果たすことが求められるのではないかとしております。

私からの説明は以上となります。よろしくお願いいたします。

○山本委員長　ありがとうございました。

それでは、ただいま事務局から説明のありました内容について、御意見等がございましたらお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

牧原委員、お願いします。

○牧原委員 幾つかあります。

第1に、2ページのデジタル技術の進展と役割分担の基本的な考え方との関係というところの最初の○ですけれども、きめ細かな住民サービスを提供するために必要と考えられてきた住民との近接性が大幅に緩和されるというところで、間違いではないですが、今までも議論してきたように、だからこそきめ細かな住民サービスをするのだということだと思ふのです。だから、重点的に推進すべききめ細かい住民サービスを逆に行うことができるようになったというようなことは、私はそこまで踏み込んで書いてもいいのではないかなということが1点目です。

2点目は、多分皆さん恐らくお感じになっている8ページの図の右側、いわゆるデジタル基盤を効果的に進めたときに、国と地方公共団体はどうなっているのかということがもうちょっと何か書けないか。共有して一緒にやっているというのは、幾ら何でもそれはあまりにもユートピア的といいますか、もう少し国の統制もあるだろうし、あるいは自治体側からの自発性もある。ここの部分の書き方を今後考えていくということなのではないかなと思います。

最後にしますけれども、それとの関わりで、9ページの参考資料など、AIを今後使っていくことになっているのです。実はAIを使っていくときに今後必要になるのは、AIが高価格化するということだと思います。つまり、今のように既に投資過多になって、実際に投資が回収できないぐらいAIに行っているという経済アナリストの分析を聞いてもなるほどと思うわけで、今後AIを使うことによって格差が生まれてくる可能性が非常に高い。そうなってくると、国として、特にここで議論しているような財政力の非常に厳しい自治体に対してAIをちゃんと活用できるように、いわばナショナルミニマムを保障するといったことまで含めて考えておくことが望ましいと思います。

しかし、その先はAIだけではなくて、より広い先進技術ですので、AIなど先進技術というような書き方で、あまりAIに限定しないで未来を見たほうが良いと思いますが、そこまで申し上げたいと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございました。

それでは、大屋委員、お願いします。

○大屋委員 1つ目は、牧原委員が今御指摘になったところではあるのですが、要するに住民自身の居場所とデータの居場所がデジタル化によってずれてくるところがポイントだと思います。住民の身体、それ自体は地元にあるに決まっているわけですが、これまでは住民にお聞きするしかなかった情報であるとか、あるいは簿冊という形で地元の市区町村役場に置いておくしかなかった情報がオンライン化されて、さらに自治体クラウドなどで1か所に集まっていくことになると、住民の身体に対するケアは一番身近なところ、辻委員のおっしゃった現場というのは地元になるわけですが、データにとっての現場というのはデータが保存されているクラウドのほうにあることになる。

そうすると、現場で処理するのが一番ということになるならば、身体に対するサービスは地元でやるべきだけでも、データに対するサービスは集中してやったほうが現場に近いことになるのではないかと。そういう整理で考えていくといいのではないかとというのが一つです。

それから、土山委員の先ほどの御指摘とも関わってくるわけですが、国の立場からの一斉調査みたいなものが自治体の負担になる、そのとおりだと思います。なぜそれが生じるかというと、今申し上げたとおり、データがローカルにしかないからです。国が見られないところで散在して保管されているから毎回調査をかけて出してもらわないといけないので、そのデータを例えば自治体クラウドで集中して置いてあるということになれば、そこにあるから勝手に見ると、あるいはリードパーミッションを出しておくから、そちらのほうで集計すると自治体としては言い放つても済むわけです。

したがって、このような情報管理の一元化・集中化、連携でもいいですけども、そういう形で大規模化していくのが、自治体負担の軽減という土山委員の御指摘の観点からも非常に重要なのだということは踏まえておくべきだと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

原田委員、お願いします。

○原田委員 私も先ほどの牧原先生や大屋先生のお考えに近いのかもしれませんが、2ページの事務処理主体の選択に関する自由度が高まるのではないかと今の書き方ですと、下手をすると地方自治が要らないと読まれかねないなという気もいたしまして、もう少し慎重な表現ぶりのほうがよいのではないかと思います。

先ほど来、議論になっていますように、事務処理主体を包括的にどこかに割り当てるのではなくて、プロセスの中の区分に従って事務処理主体を分けていくような発想という意味で、理解されるような書き方にしたほうがよいのではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

岩崎委員、お願いします。

○岩崎委員 御説明どうもありがとうございました。

これまでの地方分権改革以降、制度に合わせて非常にデジタル化を進めてこられたことは大きく評価できる点かと思いますが、ここに来て、先の課題にもありましたように、いろいろな課題が露呈してきているかなと思っています。

繰り返しますけれども、対応しなければならない点は人口減少と急激なデジタル化、特に生成AIの普及・促進だと思います。この急激なデジタル化の進化が当時の地方分権改革のときとは大きく異なりますので、当時は制度に合わせてデジタル化を推進していくことが主だったと思うのですが、今後はデジタル社会にどう共存していくかという行政の在り方を考えていくかという柔軟性を持つ必要があると思っています。

そうでなければ、例えば制度に合わせていきますと、スピードの点ですとか、あるいはコスト効率や財政の面にも少し課題が出てくると思います。

デジタルやAIを活用したその小規模自治体の存続モデルですとか、あるいは広域連携の在り方など、データドリブンの再考察が不可欠だと思っていて、デジタル政策から鑑みますと、標準化ですとか、システムの共有化ですとか、あるいはマイナンバーの普及、1億枚を超えている普及ですとか、また、先の33次の地制調でも一部地方自治法の改正にごさいましたようにセキュリティ関連など、国と自治体の役割が少し明確になりつつあると思うのですけれども、現状の制度との整合性の面で限界も出てきているかなと思っています。特にサイバー攻撃ですとか、災害対応の面では自治体に閉じた議論では解決できない課題かと思っています。

一方で、データドリブンの視点から見てみますと、昨今、自治体ですとか都道府県のデジタル化の進捗が進んでいますし、先ほど言及させていただいたデジタル庁のダッシュボードですとか、あるいは国交省が進めているデジタルプラトーンですとか、そういった既存の資産を統合することによって、例えば海外ではシンガポールがスマートネーション計画の中でバーチャルシンガポールなどを進めていますけれども、国全体のバーチャル化を進めて、国・自治体、社会・経済・財政といった将来を科学的に予測できるような社会になってきているかと思っています。そういったところを進めると、政策効果を事前に検証していくこともできるのではないかなと期待しているところです。

現状、自治体のデジタル化やAIの活用は成果が出てきている一方で、効率性や生産性の貢献は、ある種、部分最適と申しますか、横展開がなかなか難しい現状にある自治体もあると思います。地方制度を考える上では生成AIのデータ分析と、よりプロアクティブな政策立案が求められるのではないかと思います。

そこで、最後に一つ提案を申し上げたいのは、海外でも同じような地方制度を抱えている国がありまして、例えばデンマークやエストニア、シンガポール、そして、韓国など、国と地方との関係がより類似しているような国の事例もあり、そういったところでのデジタル化も進んでいるところもありますので、そういった事例も踏まえて、そこを日本が倣うというわけではないのですけれども、それを共有していくというところも一考ではないかと思っています。

以上です。

○山本委員長　ありがとうございます。

横田委員、お願いします。

○横田委員　今、岩崎委員がおっしゃったように、海外事例は聞いてみたいなと思いました。また参考資料などを拝見させていただくと、地方公共団体、自治体のほうでAIを結構使い始めているところが増えているところはよく分かりました。もし、AIをかなり積極的に活用し始めている自治体があるのであれば、ヒアリングをしてみたいと思いました。

その観点は2つで、一つは人員配置の見直し、要は時間削減も含めて、ポジションの置

き換え、人材のポートフォリオの見直しなど、AI導入による時間削減の成果が見え始めている中で、どう描いているのかというのを聞いてみたいと思います。2つ目にデータドリブンの話も重要で、より進行してく中で、データの置き場所であったり、流通の仕方であったり、より積極的に企画を進めていきたいと思っても何か障害がある可能性があるのか、現場のほうが見えている可能性もありますので、そういった観点で、ぜひお話を伺いたいと思いました。

一つ余談になってしまいますけれども、最近、記事を見ていると、ディー・エヌ・エーの南場会長がAIを積極導入したら仕事が減ったかと思ったらみんな意外とそのまま、もっと仕事をしてしまって大して時間削減になっていない、AIで逆に仕事が増えているではないかみたいな話があり、結果無理やり3分の1の人は新規事業に持っていきまいたみたいな話があったりするのです。なので、そこもすごい気をつけておかないと、せっかく技術を使って楽になるはずなのに、今までの仕事に固執してしまうみたいなことがあったらもったいないと思うので、そういった新たな人材配置に関するいい事例もつくっていく必要があるのかなと、そういう意味でもヒアリングしてみたいと思っています。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

確かに仕事のやり方自体を変えないと、AIを導入するだけですと仕事が増えることは私も実感しています。

土山委員、お願いします。

○土山委員 私もどうやってAIとつき合っていくかということを教育でも研究でも悩みながらというところですが、それは皆さんが共通しているところだと思うのです。同時に、もう皆さんは重々御存じのことだと思うのですけれども、誰かが言っていておこなくはないかと思うのは、何を（AIに）食べさせてよくて、何を食べさせてはいけないのかというところについては、それぞれトライアルエラーで蓄積していくというより、規範的なものやベースになる考え方みたいなところの共有を進める必要がある。基本的に全てのデータがAI企業の大元からは見られる状態になり得るところもあります。そうではないものも一部あったりしますが、それがAIとして優秀かどうかということについては、また議論もあるところになるかと思います。

また、先ほど大屋委員が、恐らく費用の部分も含めてだと思っていますけれども、AIがなくては仕事が進まないという状況になっていったときには、費用負担も嵩んでくるだろうなというところもあります。そういう意味では、技術は何でもそうですけれども、このように使うと、よりよい使い方ができるという点と、こういうことは止めておいたほうがいいというところの知見の共有が、今使い走り始めのところで、ベースだけでも必要になると思います。

恐らく、少しでも仕事が楽になるかと思って現場でいろいろなデータを入れ始めているところでしょうし、それこそ専門的知見で共有されて、この辺りの規範は守っておいた

ほうがいいという共有ができるようなものを早めに立ち上げて、AIの進歩を継続的に見ながら追いかけて、この辺りは守りましょう、この辺りは危険だから気をつけましょうという情報提供と共有が必要なのではないかと思います。情報漏えいの事案もたくさん起こっていますし、AIを経てもそれが起こり得るところについては、ここは気をつけましょうという線引きが要るのかなと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

私に変な感想を申し上げてしまったのがいけなかったのですが、今回といいますか、ここにおいて特に御議論いただきたいのは、1ページの審議項目にありますように、まず、1－2で、役割分担等の在り方についてどう考えるかが大きな課題であり、AIを含めたデジタル技術の活用の方角性を考えた場合に、役割分担等々についてどのように考えることになるかが一番主要なテーマです。もちろんそれについては前提としてAIをどのように使っているかが分かっていないと議論できないので、関連はしているのですが、最終的なゴールとしては、今申し上げた点について議論することになります。

荒見委員、お願いします。

○荒見委員 デジタルを活用していくということに関しても流れが大きく変わることはないと思っているのですが、今回の資料で気になったのが、参考資料の14～16ページ、導入率が低くて業務時間削減効果が部分的という話のところ、まだオンライン申請の利用率が1%なのだとか、まだ市町村の4割がAIを導入していないのだとか、思った以上に進んでないという印象を持ちました。

その原因は何かというところで、例えば17ページのAIの話だと、人材の確保、コスト、導入効果不明というところだと思うのですが、特に導入効果が不明という点について、なぜそのように地方公共団体が感じているのかももう少し掘り下げたほうがいいのではないかと思います。仮に例えばデジタル人材を小さな町村に送り込むとか、最低限の水準まではコストを国が持つとか、そういう政策をさらに進めたとしても、基礎自治体の業務は、例えば住民がどのようにそれを利用するのか、それから、福祉や医療、介護など例えば地域の医師会、各種団体がデジタルをきちんと利用できているのか、そういうところも含めて自治体以外の主体でも全部がデジタル化を進めていかないと効果も出ないし、効率化にもならないといった現象はあるのではないかと思います。

例えば小規模の市町村で高齢化率がとても高いようなところとかだと、もちろん若者はデジタルを使って様々な申請とかをやると思うのですが、多くの高齢者は多分デジタルでやらなくて、窓口に来て、それに対してデジタルのインターフェースがうまくいかなかったりするから町村の職員が出てきてケアして、そういうことが生じているのではないかなと思ったりもしています。

もちろんDXは進めていくし、例えば国がデータを持つなど、DXの推進にあわせて役割分担の在り方を変えていくことで、効率化できる部分があると思うのですが、今う

まくいっていない、進んでない部分に関して、どうして効果が出ていないのかというところを丁寧に拾い上げた上で、役割分担の議論生かしていくような検討が必要なのかなと思った次第です。

もちろん住民そのものは、言葉はよくないかもしれないのですが、高齢者もそのうち世代交代していきますのでデジタル中心で対応できる人口がそのうち増えていくわけなので変わっていくと思うのですが、それをゆっくり待っているようだと自治体が苦しいような気もするので、うまくいかないとする、どこを改善すると、自治体にとって導入の障壁がなくなるのか根本的なところから考えたほうがいいかなと思った次第です。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

それでは、辻委員、お願いします。

○辻委員 この部分も先ほどの議論とつながります。デジタル化の中で、一番大きいのは情報を統括するところで、その負荷は非常に強くなります。

本来は、システムが100%軌道に乗れば情報統括する現場も楽になります。しかし、今は、その過程にあり、多くの場合、アナログ対応とデジタル化を並行してやっていかなくては駄目な状況となっており、当分のところ、デジタル化の分だけ、むしろ負荷が高くなっています。今、国を中心にタテ割で標準化しているので、自治体の現場からすると、自分のやっている仕事はむしろ複雑になって、デジタル化に伴うトラブルも抱えてしまっており、仕事が楽になっていると、実感できないでいるケースが多いような気がします。そして、少なくとも、この経過期間が、結構、長く続くのだと思います。それを前提に情報統括する現場をどうやって強化していくかを考えていかないとはいけません。。

ところで、自治体の中で情報を使って効果を上げていくケースで分かりやすいのは、例えば、ローカル5Gの世界でデジタル化を実践していく世界です。これは、発想として分かりやすいのですが、自治体にとっては、意外にそんなにたくさんは事案がありません。また、国交省なら国交省、農水省なら農水省が縦割りで集めているいろいろな土地情報を、自治体のほうをGIS上、住基データと一緒に並べて、要するに見やすくしていく。それらを重ねて情報統括して、いろいろな政策立案の基礎データとするまた、国で集めているものに関してさらに今以上にインターフェースを強化して、標準化して作業を進めていかなければいけないと思います。

もう一つ、注目すべきは、クラウドの世界になって特に情報を分散したままインターフェースだけ整えていくという形です。今の地方税共同機構のシステムなどがそうですが、個々の情報は分散させたままインターフェースだけシンプルにして非常に効率的に整備して、自治体間のやり取りをやりやすくして、セキュリティ上のリスクも軽減していく。そういうような方向の変化で、まさに分散的に分権的に情報サービスを整備していく。こういう発想の中でもう少し広く汎用的にサービスを提供していく、これを前提にしたときに、都道府県や市町村や国との役割分担がもう少し水平的に見直していける余地もあり得

るのではないかとというのが一番魅力的なラインではないかと思います。

以上です。

○山本委員長 ありがとうございます。

ほかにいかがでしょうか。ウェブ参加の方も特によろしいでしょうか。

ありがとうございます。

こちらにつきましてもいろいろ御意見をいただきました。2ページの下のほうに特に役割分担の基本的な考え方との関係といわれていますが、この点をさらにきめ細かく議論していくことが必要ではないかという御意見が多かったと思います。

今の2ページの下から3番目の○で、事務処理主体の選択に関する自由度が高まると、ここではざくっと書いているのですけれども、もう少し細かくどういうことを考えていく必要があると思います。

それから、その次のところに住民に対する公共サービスの在り方と書かれています。ここでは1ページに書かれている地方公共団体と住民との接点に対応させて迅速性、均質性、シームレスな操作性と書かれているのですが、データの集積とか連携の活用による地方公共団体の事務の高度化等が住民からますます求められるようになっていくということが基本的にあります。そういったことをさらに考えていくことになるかと思います。

それから、国と地方公共団体との関係については8ページ、これは、デジタル行財政改革会議における約2年前の資料であり、ここで作った資料ではないのですが、これほど大まかな話なのかという先ほどの意見がございましたので、このところも現状どうなっていて、どういう部分に課題があるかをきめ細かく地制調の場で議論していく必要があるかと思います。

よろしいでしょうか。

事務局のほうから何か補足するようなことはございますでしょうか。よろしいですか。

ありがとうございます。

それでは、時間が若干早いですけれども、いつも大体超過しておりますので、今日は少し早めということで、本日はここまでとさせていただきたいと存じます。

審議項目1につきましては、本日の御議論の内容を整理し、引き続き今後の専門小委員会において審議を進めてまいりたいと思います。

次回は先ほどの進め方の部分で申し上げたとおり、大都市地域における行政体制の在り方のほうにつきまして議論を行いたいと思います。

日程については追って事務局より連絡をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これを持ちまして本日の専門小委員会を閉会いたします。

長時間にわたりまして、どうもありがとうございました。